



4月から令和3年度の固定資産価格や課税台帳の内容を確認することができます。

	縦 覧	閱 覧
内 容	納税者が他の土地や家屋の評価額を比較することで、自分が所有する土地や家屋の評価額が適正であるかを確認できる制度です。	納税義務者などが固定資産課税台帳のうち、自分の資産が記載された部分を見ることができる制度です。
実施期間 ※土・日・祝を除く	5月31日(月)まで	常時
場所・時間	税務課 資産税係・8時30分～17時15分	
利用できる人	○納税者（固定資産税が課税される納税義務者） ○納税者から委任を受けた人 ○納税管理人および納税者の同居親族（納税通知書または課税明細書が必要）	○納税義務者、または納税義務者から委任を受けた人 ○借地、借家人など（使用または収益の対象となる部分のみ） ○納税管理人および納税者・納税義務者の同居親族（納税通知書または課税明細書が必要）
必要なもの	○本人確認ができるもの（運転免許証など） ○委任状（委任を受けた人のみ） ○納税通知書または課税明細書（納税管理人・同居親族） ○賃貸借契約書など（借地、借家している人は閲覧のみ可能）	
手数料	無料（コピーや写しの交付はできません）	縦覧期間中の令和3年度分は無料 ※コピー代1枚10円
見ることができる書類	○土地価格等縦覧帳簿（所在地、地番、地目、地積、評価額） ○家屋価格等縦覧帳簿（所在地、家屋番号、種類、構造、床面積、評価額） ※所有者、税額は掲載されません	○課税台帳 （住所、氏名、所在地、地番、地目、地積、家屋番号、種類、構造、床面積、評価額）

お
知
ら
せ



人権相談を ご利用ください



問 人権・同和対策課 ☎75-4824

人権擁護委員は、地域のみなさんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、法務局の職員と協力して、人権侵害から被害者を救済したりする活動などを行っています。相談は無料。秘密は厳守します。

どんな相談にのってくれるの？

セクハラやパワハラ、家庭内暴力、いじめ、ネットでの誹謗中傷など

■相談日 毎月1回（市報（今月号はP23）と市ホームページに掲載）

■時間 10時から15時まで

■場所 市役所4階 大会議室東
（変更になる場合があります）

相談日以外でも人権・同和対策課で相談を受け付けています（平日8時30分から17時15分まで）。

人権擁護委員

- 碓子 (東多町)
- 孝次 (南多町)
- 邦彦 (多町)
- 尾形 (西多町)
- 諸江 (西多町)
- 小野 (北多町)
- 中山 (北多町)



お見積り無料!! 外壁塗装・屋根塗装



施工実績1500棟以上

完全自社施工

しつこいセールスなし!

塗装工事は東部塗装にお任せください!
お電話いただければ、すぐ見に行きます!

詳しくは 佐賀 東部塗装 で検索!



創業50年の確かな実績 広告

東部塗装

〒846-0012

佐賀県多市東多町大字別府4251-4

直通電話 090-3667-3955

TEL/FAX 0952-76-2628